

定 款

一般財団法人関西書芸院

(平成26年6月1日 改正)

一般財団法人関西書芸院 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人関西書芸院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県都窪郡早島町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、書道教室の普及とその指導者の育成につとめ、書道を振興するとともに、書道を中心とした一般教養文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 古名蹟の研究
 - (2) 地方に残存する碑文並びに筆蹟の研究
 - (3) 現代著名作家の作品の蒐集
 - (4) 漢詩、短歌、俳句等の文学講座の開催
 - (5) 絵画、音楽、茶道、華道、舞踊、詩吟、謡曲等の一般教養講座の開催
 - (6) 書道教育の指導者の育成
 - (7) 書作家の育成
 - (8) 公募展、講習会、研究会、講演会の開催
 - (9) 実技検定試験の実施
 - (10) 機関誌「関西書芸」の発行
 - (11) 山陽文化会館の管理、運営
 - (12) 関西書道専門学校の運営
 - (13) その他この法人の目的達成のため必要な事業
2. 事業は岡山県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般財団法人移行日の前日の財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入

- (4) 寄附金品
- (5) 会費
- (6) その他の収入

(資産の種類等)

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、前条第1号の財産目録のうち基本財産の部に記載された資産及び理事会の決議をもって将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産で構成する。
- 4 寄附金品であって寄附者の指定のあるものの取扱いは、その指定に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の決議で定める。

- 2 基本財産のうち現金は、銀行に預け入れ又は信託会社に信託し又は国公債若しくは確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(基本財産処分の制限)

第9条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 基本財産の一部を処分し、若しくは除外しようとするとき又はその一部若しくはその全部を担保に供するときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまで備え置く。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入金をしようとするときは、理事会において議決に加わることできる理事の3分の2以上の決議を得なければならない。ただし、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金は除くものとする。

(剰余金の処分の制限)

第14条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 会 員

(会員の種類)

第15条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員…機関誌「関西書芸」に出品する者で、この法人の目的に賛同し次条の規定により入会した者
- (2) 特別会員…この法人の目的に賛同し次条の規定により入会した者で、正会員以外の者
- (3) 名誉会員…この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入 会)

第16条 正会員及び特別会員として入会しようとする者は、理事長に申し出てその承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定により入会を承認した場合は理事会に報告しなければならない。

(会 費)

第17条 正会員は年度会費を、特別会員は特別会費を納めなければならない。

2 会費については理事会において別に定める。

3 既に納めた会費は返還しない。

(会員の資格喪失)

第18条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときはその資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 成年被後見人及び被保佐人、被補助人の審判を受けたとき
- (3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 除名

(退 会)

第19条 会員は退会しようとするときは、理事長に届け出なければならない。

(除 名)

第20条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の決議により除名することができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) この法人の名誉を棄損し、又はこの定款に反する行為をしたとき

第5章 役員等

(役員等の種類)

第21条 この法人には、理事3名以上、監事1名以上、顧問及び参与若干名を置く。

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員等の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事会の承認を得て理事又は評議員を経験した者から参与を、それ以外の者から顧問を理事長が委嘱する。
- 5 役員等の選任に当たっては、各役員等について、当該役員等とその親族、その他特別の関係がある者である同種の役員等の合計数が当該役員等の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成してこの法人の業務を議決し、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(顧問、参与の職務及び権限)

第25条 顧問及び参与は、理事長の諮問にこたえるほか、この法人の運営に関し意見を述べることができる。

(役員等の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第27条 理事又は監事が、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠ったとき又は心身の故障のため職務執行に支障があり、若しくはこれに堪えないときには評議員会の決議によって解任することができる。ただし、理事又は監事の解任にあたっては本人の弁解を必要とし、評議員会において十分に審議する。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構 成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 評議員

(評議員の定数)

第34条 この法人には、評議員3名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第35条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第36条 この法人の評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第34条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第37条 評議員に対して、各年度の総額が1千万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第8章 評議員会

(構成)

第38条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第39条 評議員会は、次に挙げる事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分、除外及び担保提供の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開 催)

第40条 この法人の定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを開催し、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第41条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会の議長は、理事長がこれを務める。

(決 議)

第42条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分、除外及び担保提供の承認

(4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第43条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議の出席者から選出された評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 職 員

(職 員)

第44条 この法人の事務処理をするため、書記その他の職員を置く。

2 職員は理事会の決議により、理事長が任免する。

3 職員は有給とする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、議決に加わることでできる理事及び評議員の各々3分の2以上の決議によらなければ変更することができない。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第35条についても適用する。

(解 散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能そ

の他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委 任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会が定める。

上記は原本と相違ありません
平成 年 月 日
一般財団法人関西書芸院
代表理事 澤田眞示